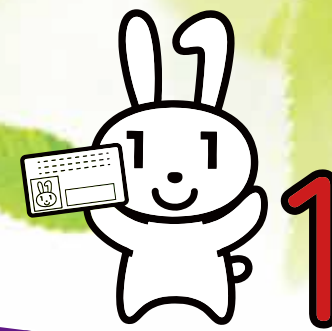


マイナンバーカードを申請しよう!



マイナンバーカードはお持ちですか？
マイナンバーを証明する書類や公的な身分証明書として、また、各種行政手続きでのオンライン申請などに必要なものとして、マイナンバーカードは暮らしの様々な場面で利用が進んでいます。

マイナポイントの対象内容

① マイナンバーカード【プレミアム方式】

マイナンバーカードの新規取得者に、最大5,000円相当のポイントが付与(ご利用料金の25%分)されます。マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
※第1弾にてマイナポイント5,000円分を申込されている方は対象外となります。

② 健康保険証利用【直接付与方式】

健康保険証としての利用登録を行った方に、7,500円相当のポイントが付与されます。既に利用登録をされた方も対象となります。

③ 公金受取口座【直接付与方式】

公金受取口座の登録を行った方に、7,500円相当のポイントが直接付与されます。

【直接付与方式】では健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

手続きの方法

- ・カードリーダー機能を備えたデバイス(パソコンやスマートフォン等)に「マイナポイントアプリ」をインストールして申込み
- ・カードリーダーを設置している施設(役場等)にて申込み

- 今後、社会のデジタル化などによりマイナンバーカードの利用度は、さらに高まることが予想されます。まだマイナンバーカードをお持ちでない方は、早めに取得しましょう。
マイナンバーカード申請やマイナポイントの申込など、役場窓口にて手続きのお手伝いを行っています。申請用の顔写真の撮影も行っていきますので、お気軽にお声かけください。また、新型コロナワクチン集団接種会場内でもマイナンバーカード申請の臨時受付窓口を開設していますので、ぜひこの機会に申請ください。



お問い合わせ先

役場町民生活課町民係

☎(62)4472

マイナンバー

「マイナンバー(個人番号)」とは、日本に住民票がある全ての方に割り当てられた12桁の番号で、行政手続きなどにおいて番号でその人の持つ情報を識別する制度です。
情報が一元化することで添付書類なども減り、手続きが速く簡単になります。これにより、不正受給の防止や必要な方への迅速な支援ができるようになるなど、町民のみなさんと行政が、お互いの効率と利便性を高めるシステムです。
このシステムをより便利に活用するために生まれたのが「マイナンバーカード」です。

カードを取得して 手続きを便利に

マイナンバーカードには、顔写真とICチップがついており、様々な場面での手続きが簡略化されます。

身分証明証として

顔写真付きなので、運転免許証の代わりに本人確認書類にもなります。

オンライン手続きに

確定申告(e-Tax)や口座開設、本人確認サービスなどの民間サービスの利用が可能です。今後は、「児童手当関連、要介護・要支援の認定申請」など、オンライン窓口「マイナポータル」で行政手続きができるようになる予定です。

健康保険証として

マイナポータルで手続きすると、マイナンバーカードを健康保険証として利用でき、医療機関に健診情報を共有できます。ただし、医療機関によって利用開始時期が異なるため、厚生労働省のホームページでご確認ください。



マイナンバーカード 未取得の方に案内が 送付されます!

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、令和4年7月下旬から令和4年9月上旬にかけて、交付申請書が順次発送されます。

送付された交付申請書を用いて、スマートフォンやパソコンまたは郵送でマイナンバーカードを申請することができます。

マイナンバーカードを取得して マイナポイントをもらおう!

マイナポイントとは、最大20,000円分をお好きなキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与される仕組みで、ポイントの取得には各種手続きが必要となります。

マイナポイントを受け取るためには、マイナンバーカードの申請が必要です。対象となるマイナンバーカードの申請期限は**令和4年9月末**までとなります。マイナポイントの申込・付与期限は、**令和5年2月末**までです。